



連続学習会「IPCC第5次評価報告書（AR5）」を読む－科学者からの警告－ 第3回「温室効果ガスの排出抑制」

6月14日、AR5の第3作業部会（WG3）主執筆者の一人である、国立環境研究所社会環境システム研究センターフェローの甲斐沼美紀子さんに講演をしていただきました。

CO₂の排出量についてみると、1970年からの40年間の累積排出量は、工業化が始まった1750年以降の260年間の累積排出量の半分を占め、ここ40年急速に増加しています。それはGDPと人口の増加、さらにエネルギー源としてCO₂排出量の多い石炭の使用量が増えたことによります。21世紀に工業化以前からの気温上昇を2℃未満にするためには、温室効果ガス濃度を430－480ppmに留める必要があります。そのためには、1次エネルギーに占める再生可能エネルギーといった低炭素エネルギーの割合を2010年比で2050年には3～4倍に、電力についてはその割合を8～9割に増加させ、2100年にはCCSのない火力発電を完全に廃止する必要があります。また削減経路についても、CO₂濃度を一時的にオーバーシュートさせた場合には気温上昇幅が大きくなり、対



策が遅れた場合には目標の達成はより難しくなってしまいます。さらにAR5では温室効果ガス排出量について、責任、能力、衡平を基にした7つの配分枠組みが考えられ、各々2030年、2050年の地域別の排出許容量の計算を行っています。このような比較検討から、衡平な配分かつ効率的な緩和の仕組みを考えていく必要があると思います。

三澤 友子（CASA理事）



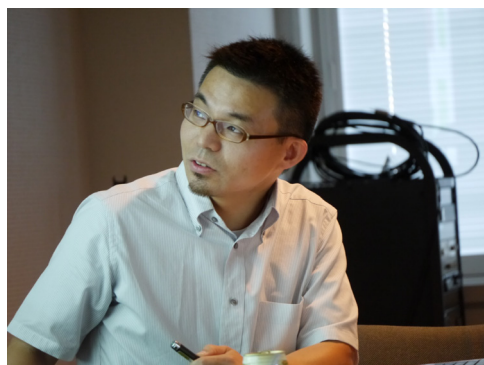
セミナー「アメリカの温暖化・環境政策最前線 －石炭火力とクリーン電力の展望－」

7月10日、CASA会員で現在アメリカのエネルギーコンサルタント会社に勤務の高橋賢児さんに、今年6月2日にアメリカ環境保護庁（EPA）が発表した「クリーン電力計画（Clean Power Plan：CPP）」について報告していただきました。CPPは各州に対して既存の化石燃料発電所からのCO₂排出規制を行うものでEPAの試算によると2030年までにCO₂排出量を2005年比で30%削減できるとしています。2007年に連邦最高裁がCO₂は大気浄化法に基づいて大気汚染物質であると判決を下したことで、連邦政府は新たな立法措置を講ずることなくCPPによってCO₂の削減規制に踏み切ることができました。

具体的にはCPPはベストプラクティスに基づいて各州にCO₂排出率（lbs*/MWh）を設定しています。しかし、実際の達成手段は各州に委ねられ、EPAは各州の事情と政策目標などに応じた柔軟な計画を立てることを認めています。EPAが示す政策オプションとしては、既存の火力発電所のエネルギー効率の改

* lbsはポンド単位。1lbs ≒ 0.45kg

善、天然ガス発電などの低炭素発電所の利用、再生可能エネルギーの導入のほか、発電所以外のシステム・対策として、需要家側でのエネルギー効率の改善、つまり省エネも含めています。EPAはこの省エネによる削減は、ポテンシャルも大きく、費用の掛からない確実な削減であるとし、毎年1.5%の追加的電力削減が見込めるとしています。さらに他の州との共同の実施計画の策定、排出率を総排出量に換算した目標設定といった手段も認められています。このCPPは、パブコメ等を経て2015年6月に最終規制制度が決まる予定になっています。



三澤 友子
（CASA理事）